

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業（県営農村振興総合整備事業（農業用排水施設整備）綾歌中部（小津森池）地区）計画を平成20年6月27日変更した。

その関係書類を丸亀市都市産業部土地改良課において平成20年7月4日から同年7月24日まで縦覧に供する。

平成20年6月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀